

ポイント

●リストには次のようなものが掲載されています。

- ・侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定しています。
- ・外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象以外の外来種も幅広く選定しています。
- ・国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象としています。

●対策の方向性を示すカテゴリに区分しています。

●掲載種は種類ごとに次のような情報が整理されています。

- ・選定理由や侵略性の評価
- ・定着段階と定着段階ごとの対応目標
- ・日本における分布状況
- ・植物には、特に問題となる地域や環境
- ・利用されている種類には、利用状況や利用上の留意事項 など

●こうしたことを踏まえ、さまざまな主体に適切な行動を呼びかけるものです。

※2005年に公表された「要注意外来生物」は生態系被害防止外来種リストにより発展的に解消されます。

外来種は私たちの日常生活や社会と密接に関わりがあります。
外来種による生態系等への被害を防止するために…

外来種被害予防三原則

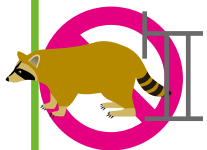
1 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。



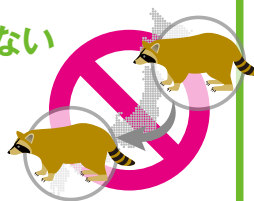
2 捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させない)。



3 拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさない)。



「外来種被害防止行動計画」では、この三原則のほか、外来種対策の基本的考え方を詳しく整理しています。

対策の検討・実施にあたっては、行動計画で整理されている各主体の役割や対策の優先度の考え方に基づいて行われることが期待されます。

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

詳しくはウェブサイトをご覧ください

<http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/gairailist.html>

発行日：平成27年3月 編集・発行：環境省自然環境局



生態系被害防止 外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

もともとはいなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物を「外来種」といいます。

外来種の中には、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすものがあります。そして今、それが大きな問題になっています。



環境省



農林水産省

外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の1つです。生物多様性保全に向けた2020年までの国際的な目標である、生物多様性条約の「愛知目標」でも、外来種対策の必要性が掲げられています。

このリストは我が国の生物多様性の保全に向け、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画により外来種対策が進展することを目的に作成されました。

リスト掲載種のカテゴリ区分

—どんな行動が必要??—

計429種類

定着予防外来種 (定着を予防する外来種)

101種類

国内に未定着のもの。

どんな行動が必要?⇒何より定着させないことが重要!導入の予防や水際での監視による侵入防止、管理下にあるものは野外への逸出・定着の防止、野外で発見した場合には早期防除が必要です。

侵入予防外来種

その他の定着予防外来種

総合対策外来種 (総合的に対策が必要な外来種)

310種類

国内に定着が確認されているもの。

どんな行動が必要?⇒各主体における防除や、遺棄・導入・逸出防止のための普及啓発など、総合的に行うことが必要です。

このうち、「緊急対策外来種」「重点対策種」は大きな被害が予想され、特に「緊急対策外来種」は、様々な主体による積極的な防除が急がれるものです。

緊急対策外来種

重点対策外来種

その他の総合対策外来種

産業管理外来種

18種類

(適切な管理が必要な産業上重要な外来種)

産業又は公益的役割において重要で、代替性がないもの。

どんな行動が必要?⇒利用にあたっては適切な管理を行うことが必要です。種ごとに示している利用上の留意事項に沿って適切な管理を行うことが期待されます。

定着予防外来種



侵入予防外来種

ヒアリ (アカヒアリ)

- ・南米原産
- ・未定着
- ・在来種との競合や捕食、毒による人体への被害。
- ・海外では、輸入品等に付着して分布を拡大したといわれている。



©慶野友和

外国産カブトムシ、クワガタムシ

- ・カブトムシは約1000種、クワガタムシは約1200種が世界に分布
- ・未定着
- ・在来種との競合に加え、クワガタムシは在来クワガタムシとの交雑のおそれ
- ・大量に輸入され、流通している。野外に逃がさないことが必要。

総合対策外来種



緊急対策外来種

アライグマ

- ・北米原産
- ・分布拡大期～まん延期(ほぼ全国)
- ・在来種の捕食等による生態系への被害や、農作物の食害等。
- ・かつてはペットとして流通していた。各地で対策が実施されている。



緊急対策外来種

伊豆諸島などのニホンイタチ

- ・本州、四国、九州などに在来分布
- ・北海道、伊豆諸島、南西諸島で問題となっている。
- ・小型哺乳類や鳥類等の在来種の捕食
- ・かつてネズミ駆除や毛皮の目的で導入された。



緊急対策外来種

インドクジャク

- ・インド、スリランカ等原産
- ・分布拡大期～まん延期(愛媛、小豆島、大隅諸島、先島諸島等)
- ・在来の植物や小動物などの捕食等による生態系への被害。
- ・各地で観賞用に飼育されている。逸出しないよう十分注意し、野外に逃がさないことが必要。



緊急対策外来種

アカミミガメ

- ・北米原産
- ・分布拡大期～まん延期(小笠原以外ほぼ全国)
- ・水草の採食や在来カメとの競合、レノコンの食害等。
- ・大量に輸入・流通しており、ペットとして広く飼育されている。野外に逃がさないことが必要。



©JWRC

グッピー

- ・ベネズエラ、ガイアナ原産
- ・小笠原・南西諸島で特に問題
- ・在来小型魚類との競合や捕食等。
- ・観賞魚として広く流通している。南西諸島や、温泉水の川で定着が見られる。こうした場所では特に放流しないことが重要。



特

緊急対策外来種

オオバナミズキンバイ

- ・南米、北米南部原産
- ・定着初期/限定分布(滋賀県琵琶湖など)
- ・在来水草との競合や在来の近縁種との交雑による遺伝的攪乱。
- ・近年定着が確認され、琵琶湖では急速に分布を拡大している。



©JWRC

重点対策外来種

ウチワサボテン

- ・アメリカ大陸原産
- ・分布拡大期～まん延期
- ・海岸の砂浜や河川等における在来種との競合等。
- ・園芸用にも流通しており、不要になったものが捨てられるなどで定着したと考えられる。野外に捨てたりしないことが重要。



©JWRC

重点対策外来種

白山などの高山帯のコマクサ

- ・北海道、本州中北部の高山の砂礫地などに在来分布。
- ・白山や北海道の樽前山、羊蹄山などで問題となっている。
- ・在来種との競合や交雑による遺伝的攪乱等。
- ・市販品が流通、販売されている。産地が異なるものなどを持ち込むべきではない。

産業管理外来種



特

©JWRC

セイヨウオオマルハナバチ

- ・ヨーロッパ原産
- ・定着初期/限定分布(北海道)
- ・在来マルハナバチ類との競合や交雑による駆逐、盗蜜による在来植物の種子生産の阻害等。
- ・トマト等の作物の花粉媒介を行う園芸資材として利用。外来生物法を遵守する。



©JWRC なかがわ水遊園撮影協力

ニジマス

- ・アメリカ太平洋岸、カムチャツカ半島原産
- ・分布拡大期～まん延期(北海道、長野など)
- ・在来魚類との競合や捕食のおそれ。特に北海道では在来サケ科魚類との競合。
- ・食用、釣り用として、古くから大量に養殖・放流されている。これ以上分布拡大しないよう注意が必要。